

宇部市地域学童保育事業運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月
こども未来部
保育幼稚園課

1 公募概要

(1) 委託業務名

宇部市地域学童保育事業運営業務委託

(2) 目的

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、宇部市が実施している放課後児童健全育成事業について、継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結するため、プロポーザル方式により適切な業務遂行能力を有する者（以下「受託候補者」という。）を選定するものとする。

(3) 業務委託対象学童保育クラブ

クラブ名	地区	支援 単位	事業収入	実 施 場 所
上宇部学童保育 クラブ	上宇部	3	30,711 千円	① 宇部市大小路三丁目2番17号 小学校敷地内専用施設
				② 宇部市大小路三丁目2番17号 小学校敷地内専用施設
				③ 宇部市大小路三丁目2番17号 小学校特別教室棟2階特活室
神原学童保育ク ラブ	神原	2	16,494 千円	① 宇部市神原町一丁目1-1 小学校1階学童保育室
				② 宇部市神原町一丁目1-1 小学校1階学童保育室
原学童保育クラ ブ	原	2	16,889 千円	① 宇部市大字東須恵4267番地 小学校3階学童保育室
				② 宇部市大字東須恵4267番地 小学校1階学童保育室
黒石学童保育ク ラブ	黒石	3	27,997 千円	① 宇部市黒石北三丁目2番35号 黒石ふれあいセンター 敷地内専用施設
				② 宇部市黒石北三丁目2番35号 黒石ふれあいセンター 敷地内専用施設
				③ 宇部市黒石北三丁目2番35号 黒石ふれあいセンター 1階児童ふれあいルーム

※ 事業収入について

- ・ 事業収入の額は令和6年度当初の計画であり、児童数等により実際の額は年度毎に変動する。
- ・ 内訳は、各学童保育クラブの概況（別添「宇部市地域学童保育事業運営業務委託公募型プロポーザル仕様書」（以下、「仕様書」という）13ページ以降）を参照。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、市が適正な運営を行っていると判断した場合、1年毎に契約を更新することができる。

3 業務内容

仕様書のとおり

4 委託料

宇部市が定める学童保育クラブ委託料基準表の定め（仕様書別表1から17）により、実施計画書に基づいて年度当初の額を算定し、委託契約を締結する。また、年度末の実績報告書に基づき、委託料を確定し、精算する。

5 応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 法人格を有する法人もしくは、令和7年1月末までに法人格を取得可能な団体であること。ただし、宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人、又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 市税、県税及び国税について滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する法人でないこと。（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）
- (4) 宇部市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 事業者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (7) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しない法人であること。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する団体であること。

6 参加申込手続

本公募に参加する者は、次の内容に従い、期限までに、必要書類を提出すること。

- (1) 公募実施要領・仕様書等の配布

- ① 配布開始：**令和6年9月20日（金）**

- ② 配布方法

- ・宇部市ウェブサイトからのダウンロード
- ・保育幼稚園課窓口での配布は、9時から17時まで（土・日曜・祝日を除く）

- ③ 必要書類

- （様式1）宇部市地域学童保育事業運営業務委託公募型プロポーザル参加表明書
- （様式2）誓約書
- （様式3）事業者概要書
- （様式4）役員名簿
- （様式5）企画提案書

(様式6) 質問書

(様式7) 応募辞退届

(様式8) 推薦状

※様式6及び、様式8については、必要に応じて提出

(2) 参加表明書(様式1)の提出

① 提出期限：**令和6年10月4日(金) 17時必着**

② 提出場所：保育幼稚園課

③ 提出方法：持参または郵送。持参の場合は、平日の9時から17時までとする。

7 質問の受付及び回答

本公募に関する質問は、次により行う。

(1) 質問の提出

① 提出期限：**令和6年10月4日(金) 17時**

② 提出方法：持参、FAX、電子メールにより質問書(様式6)を提出すること。

③ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年10月11日(金)を目途に、提出された全ての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問した事業者名は公表しない。

8 企画提案書

(1) 企画提案書(様式5)の提出期限

令和6年10月18日(金) 17時必着

(2) 提出方法

持参または郵送。持参の場合は、平日の9時から17時までとする。

(3) 提出部数

正本1部

副本7部(正本のコピー。正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷すること。)

(4) その他

① 提出された書類は返却しない。必要に応じて複写する場合がある。

② 提出された書類は情報公開の請求により、宇部市情報公開条例に基づき開示することがある。開示に支障がある部分については、あらかじめ申し出ること。

申し出がない場合は、開示の可否について委ねられたものとする。

③ 応募に係る経費は応募する者の負担とする。

④ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

⑤ 応募受付後に参加申込を辞退する場合は、応募辞退届(様式7)を提出すること。

⑥ 応募者からの提出書類については、受託候補者の選定に関する業務以外の目的には使用しない。

9 選定方法について

(1) 事前審査

「5 応募資格」に従い、資格要件等について書類審査を行う。

(2) 本審査

事前審査を通過したものについて、プレゼンテーションを実施し、別紙「宇部市地域学

「児童保育事業運営業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき企画提案書等の内容を審査する。各選定委員が評価した点数を合計したものの平均が6割以上を得たもののの中で最高得点者を第1受託候補者として選定する。また、次点の者を第2受託候補者とする。なお、最高得点が同点となる団体が2団体以上の場合は、選定委員会において評議し、順位付けを行う。

① 日時及び会場

令和6年10月28日（月）～11月1日（金）

日時・会場については、本公募の応募者数により決定し、別途通知する。

クラブ毎のプレゼンテーション順は、企画提案書の受理順とする。

② 所要時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 10分

③ 内容

提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

④ 参加人数

管理責任者を含め、3人以内とする。

⑤ 使用機器

プレゼンテーションに必要な場合は、会場に市が用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の必要な機器は持参すること。

⑥ 選定結果

選定結果については、プレゼンテーションに参加したすべての事業者に対して、自己の結果のみを文書により通知する。

⑦ その他

選考結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約の締結

受託候補者が令和7年度事業実施計画を提出の後、市が内容を審査のうえ、委託金額を決定し、業務委託契約を締結する。

なお、契約の締結は、令和7年度の予算の成立を前提とする。

11 選定スケジュール

項目	日程	備考
公募開始	令和6年 9月20日（金）	宇部市ウェブサイトで公表
参加表明書提出期限	令和6年10月 4日（金）	必着（持参または郵送）
公募に関する質問受付期限	令和6年10月 4日（金）	持参、FAX、電子メール
質問及び回答の公表	令和6年10月11日（金）	宇部市ウェブサイト上で回答
企画提案書の提出期限	令和6年10月18日（金）	必着（持参または郵送）
プレゼンテーション	令和6年10月28日（月） ～11月 1日（金）	応募者に別途通知
審査結果の通知	プレゼンテーション終了後 10日以内	

担当部署

宇部市こども未来部 保育幼稚園課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL：0836-34-8329

FAX：0836-22-6051

E-mail：kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp